地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したのでその 結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月26日

新庄市監査委員 髙山孝治

新庄市監査委員 山口吉靜

記

監査の期間及び監査の対象

監	査	期	間	監	査	対	象	
平成 2 6	年10	月24	日~	社会教育課の	平成26年	F度の財務!	に関する事務	
11月5日				の執行及び経営に係る事業の管理について				

概 要 [社会教育課]

(1)職員の配置状況(平成26年4月1日現在)

室 名	課長	主幹	所長	業務主査	主査	主任	主事	技労員	嘱託	日々雇用	計
社会教育課	1			2	2	1	2		2	2	12
ふるさと歴史センター			1				1		1	2	5
萩野地区公民館									1	1	2
八向地区公民館									1	1	2
計	1		1	2	2	1	3		5	6	21

(2) 一般会計予算執行状況(平成26年9月30日現在)

歳 入 (単位:円)

款 項 目	予算現額	調定額	収入額	収入未済 額	収入率
13.01.05 土木使用料	5, 996, 000	2, 830, 780	2, 830, 780	0	100.00
13.01.07 教育使用料	11, 981, 000	2, 228, 425	2, 650, 390	168, 035	92.46
14.02.05 教育費国庫補助金	12, 636, 000	0	0	0	0.00
15.02.01 総務費県補助金	1, 161, 000	0	0	0	0.00
15.02.08 教育費県補助金	2, 303, 000	0	0	0	0.00
16.01.02 利子及び配当金	1,000	1, 250	1, 250	0	100.00
17.01.04 教育費寄附金	150,000	3, 040, 166	3, 040, 166	0	100.00
18.02.04 佐藤忠恕図書整備基金繰入金	1,000,000	0	0	0	0.00
20.04.05 雑入	62, 011, 000	1, 599, 525	1, 500, 217	99, 308	93. 79
21.01.05 社会教育債	10, 700, 000	0	0	0	0.00
計	107, 939, 000	9, 700, 146	9, 432, 803	267, 343	97. 24

- 歳 出 (単位:円)

款 項 目	予算現額	支出済額	予算残額	執行 率
10.04.01 社会教育総務費	49, 410, 000	23, 672, 777	25, 737, 223	47. 91
10.04.02 市民プラザ費	42, 644, 000	18, 784, 719	23, 859, 281	44.05
10.04.03 公民館費	23, 393, 000	8, 034, 073	15, 358, 927	34. 34
10.04.04 図書館費	43, 433, 000	20, 319, 274	23, 113, 726	46. 78
10.04.05 市民文化会館費	63, 438, 000	28, 326, 729	35, 111, 271	44.65
10.04.06 文化財保護費	36, 006, 000	12, 019, 895	23, 986, 105	33. 38
10.04.07 重文旧矢作家住宅管理費	2, 674, 000	729, 197	1, 944, 803	27. 27
10.04.08 ふるさと歴史センター費	48, 032, 200	21, 122, 716	26, 909, 484	43. 98
10.04.09 雪の里情報館費	19, 212, 000	9, 557, 438	9, 654, 562	49.75
10.04.10 わくわく新庄費	17, 054, 000	8, 439, 380	8, 614, 620	49. 49
10.04.11 社会体育費	43, 118, 000	27, 609, 585	15, 508, 415	64.03
10.04.12 体育施設費	305, 594, 000	133, 207, 527	172, 386, 473	43. 59
10.04.13 山屋セミナーハウス費	21, 984, 000	11, 215, 840	10, 768, 160	51.02
計	715, 992, 200	323, 039, 150	392, 953, 050	45. 12

監査の結果

監査に付された関係諸帳簿及び資料等を照合検証したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。ただし、下記事項については改善措置が必要と認められる。

記

1. 使用帳簿類につて、文書処理カードや伺書・報告書等の文書処理に不備が見受けられるので、リスク管理の上からも文書処理規定を基本に、適正な起案・受付等の文書処理に努めること。